印紙

業務委託契約書（案）

１　委託業務名　「江津湖花火大会2025」シャトルバス輸送計画及び運行管理・運営等

業務委託

２　履行場所　　別途指示のとおり

３　履行期間　　契約締結日～令和7年（2025年）9月30日

４　委託料の額

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| ￥ |  |  |  |  |  |  |  |  |

（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 　　　　円）

５　委託業務内容　別紙仕様書のとおり

６　契約保証金　　免除

上記委託業務（以下「業務」という。）について、委託者　江津湖花火大会実行委員会（以下「甲」という。）と受託者　　　　　　（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和7年（2025年）　月　日

甲　委託者　熊本市中央区手取本町１番１号

江津湖花火大会実行委員会

㊞

会長　　大西　一史

乙　受託者

㊞

（総則）

第１条　甲は、業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

２　乙は、甲の指示に従い、かつ、別紙「仕様書」に基づいて業務を実施しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第２条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し若しくは継承させ又は質権その他担保の目的に供してはならない。

２　乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権）

第３条　乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

２　甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

３　甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

４　乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する、また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

（一括再委託又は再委任の禁止）

第４条　乙は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託又は再委任してはならない。

２　乙は、業務の一部を第三者に再委託し又は再委任させるときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。この場合、すみやかに書面により甲に届けなければならない。

３　甲は、前項の場合において当該再委託者又は再委任者について、業務の履行に著しく不適格と認められるものがあるときは、乙に対して書面によりその事由を明示してその変更を求めることができる。

　（特許権等の使用）

第５条　乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

　（地元関係者との交渉等）

第６条　地元関係者との交渉等は、甲が行うものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

　（土地への立入り）

第７条　乙が本業務のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

　（貸与品等）

第８条　甲が乙に貸与し、又は支給する業務遂行上必要となる資料及び図面等（以下「貸与品等」という。）は仕様書に定めるところによる。

２　乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

３　乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

４　乙は、仕様書に定めるところにより、貸与品等を甲に返還しなければならない。

５　乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第９条　乙は、本契約履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。第４条による再委託又は再委任を受けたものについても同様とする。

２　乙は、業務の目的物（以下「目的物」という。）を他人に閲覧させ、書写させ又は譲渡してはならない。ただし、甲の承認を得たときには、この限りではない。

（個人情報の保護）

第１０条　受託者は、この契約に基づき委託された業務を実施するに当たっては、個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

（業務の着手）

第１１条　乙は、契約締結後速やかに業務に着手しなければならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（業務の変更、中止）

第１２条　甲は、必要があるときは業務の内容を変更し、若しくは業務を一時中断し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、乙と協議のうえこれを賠償することができる。

（履行期限の延長）

第１３条　乙は、天災地変その他乙の責めに帰することができない事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を明らかにした書面をもって委託期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲、乙協議して書面をもって定めるものとする。

（一般的損害）

第１４条　業務の目的物の引渡し前に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰する事由による損害については、この限りでない。

（第三者の損害）

第１５条　乙は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責めに帰する事由による場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。

（検査及び引渡し）

第１６条　乙は、業務を完了したときは、遅滞なく、完了届を甲に提出しなければならない。

２　甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から起算して１０日以内に検査を行わなければならない。

３　甲は、前項の検査を行うときは、あらかじめその日時を乙に通知し、その立会いの上で行うものとする。

４　乙は、第２項の検査の結果不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の実施については、前２項の規定を準用する。

５　乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を甲に引き渡すものとする。

６　第２項又は第４項の規定による検査又は補正に要する経費はすべて乙の負担とし、これに要する日数は、遅滞日数に算入しないものとする。

（かし担保）

第１７条　甲は、目的物にかしがあるときは、乙に対してかしの補修を請求し、又は補修に代え、若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

２　前項の規定によるかしの補修又は損害賠償の請求は、前条の規定による引渡しを受けた日から１年以内にこれを行わなければならない。

（委託料の支払）

第１８条　乙は、第１６条第２項又は第４項の規定による検査又は再検査に合格したときは、請求書を甲に提出し、委託料の支払を請求することができる。

２　甲は前項の規定による請求書を受理したときはその日から起算して３０日以内に委託料を支払わなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第１９条　乙の責めに帰する理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内において完了する見込みがあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して、履行期間を延長することができる。

２　前項の損害金の額は、委託代金から業務の履行済みの部分に相当する委託代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額とする。

（甲の解除権）

第２０条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（1）乙の責めに帰する事由により、委託期間内又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかに認められるとき。

（2）正当な事由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

（3）前２号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

（4）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下この号及び次条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第２１条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

　(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

２　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

（談合行為等に対する解除措置）

第２２条　甲は、第２０条に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法~~第~~７条の２第１項（同条第２項及び第８条の３において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 乙又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項、第９０条（第３号を除く。）若しくは第９５条第１項（第２号及び第３号を除く。）の刑が確定したとき。

２　前条第１項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

（その他の解除権）

第２３条　甲は、業務が完了するまでの間は、第２０条及び前条第１項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

２　甲は、第１項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲、乙協議して定める。

（乙の解除権）

第２４条　乙は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

（1）第１２条第１項の規定により業務の内容を変更したため委託金額が３分の２以上減少したとき。

（2）第１２条第１項の規定により業務の履行の中止期間が履行期間の１０分の５を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（3）甲が契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったとき。

２　乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を甲に請求することができる。

（契約解除の通知）

第２５条　第２０条・第２２条・第２３条・第２４条の規定により契約を解除するときは、書面によりすみやかにその旨を甲に通知しなければならない。

（紛争の解決）

第２６条　この契約について甲と乙との間に紛争を生じたときは、甲、乙双方協議のうえ、決定したものに仲裁を依頼しその裁定に従うものとする。

２　前項の紛争解決のために要する費用は、甲、乙双方平等に負担するものとする。

（著作権）

第２７条　業務に基づいて作成された成果物の著作権等すべての権利は、甲に帰属する。

（契約外の事項）

第２８条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

**個人情報の取扱いに関する特記事項**

**（定義）**

**第１条**　この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1)　個人情報　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第２条第１項の個人情報をいう。

　(2)　個人情報管理責任者　受託者において、本業務委託に係る個人情報の管理に関する責任を担い、この特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務取扱担当者を監督する者をいう。

　(3)　事務取扱担当者　受託者において、本委託業務に係る個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。

　(4)　管理区域　個人情報ファイルを取り扱うネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理及び運用を行うための部屋や電磁的記録媒体の保管庫をいう。

　(5)　取扱区域　個人情報を取り扱う場所をいう。

**（個人情報の保護に関する法令等の遵守）**

**第２条**　受託者は、法及び個人情報保護委員会が定める個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

２　前項に規定するもののほか、受託者は、個人情報の保護に関する関係法令及び熊本市（以下「委託者」という。）の例規に基づき、特記事項を遵守しなければならない。

**（責任体制の整備）**

**第３条**　受託者は、個人情報の安全管理について、次に掲げる事項を確保するものとする。

(1)　個人情報管理責任者及び各事務取扱担当者の責任と役割分担を明確にした実施体制を構築すること。

(2) 通常時及び緊急時における委託者との連絡手段及び連絡先等を明確にし、適切な連絡体制を構築すること。

２　受託者は、委託者からの求めがあった場合は、前項第１号に規定する実施体制に係る実施体制図の内容及び同項第２号に規定する連絡体制の内容について、書面により委託者に提出しなければならない。

**（個人情報管理責任者等の届出）**

**第４条**　受託者は、あらかじめ個人情報管理責任者及び事務取扱担当者を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

２　受託者は、個人情報管理責任者及び事務取扱担当者を変更する場合の手続を定めなければならない。

３　受託者は、個人情報管理責任者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

４　受託者は、事務取扱担当者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

５　事務取扱担当者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

６　受託者は、個人情報管理責任者及び事務取扱担当者には、個人情報の保護に必要とされる知識、技術その他の能力を持つ者を配置しなければならない。

**（管理区域及び取扱区域の特定）**

**第５条**　受託者は、委託者と協議の上、管理区域及び取扱区域を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

２　受託者は、管理区域又は取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

３　受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

　**（教育の実施）**

**第６条**　受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、事務取扱担当者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、個人情報管理責任者及び各事務取扱担当者に対して実施しなければならない。

２　受託者は、前項の教育及び研修を受けていない個人情報管理責任者及び各事務取扱担当者を本委託業務に従事させてはならない。

**（守秘義務）**

**第７条**　受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者（受託者の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

２　受託者は、本委託業務に関わる個人情報管理責任者及び事務取扱担当者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

**（再委託）**

**第８条**　受託者は、本委託業務の第三者への委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

２　受託者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託をする必要がある場合は、再委託を受ける事業者（当該個人情報の取扱いの再委託をされた者が更に第三者に委託又は委任をする場合は、その末端までの委託又は委任の相手先を含む。以下「再委託先」という。）の名称、再委託する理由、再委託する業務の内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承認を得なければならない。

３　前項の場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

４　受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

５　受託者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

６　委託者は、再委託先における個人情報の取扱いが適当でないと認めるときは、受託者に対し、当該再委託先等の指導その他の是正措置を求めることができる。この場合において、受託者は、速やかにこれに応じるとともに、実施した是正措置の内容及び結果を書面により委託者に報告するものとする。

**（派遣労働者等の利用時の措置）**

**第９条**　受託者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

**（****個人情報管理責任者及び事務取扱担当者に関する措置請求）**

**第１０条**　委託者は、受託者の事務取扱担当者（第８条第２項の規定により再委託がされた場合は、再委託先における個人情報管理責任者及び事務取扱担当者に相当する者を含む。以下同じ。）が本委託業務の履行等につき著しく不適当と認められる場合は、その事由を明示して、受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な調査を行った上で同項の措置を行わなければならない。この場合において、受託者は、行った措置の内容及び結果について、請求を受けた日から１０日以内に委託者に通知しなければならない。

**（個人情報の管理）**

**第１１条**　受託者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、ガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

(1)　個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する事務取扱担当者を明確化し、取扱規程等を策定すること。

(2)　組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、取扱状況の把握、安全管理措置及び個人情報に係る漏えい、滅失、毀損その他の法違反の事案（以下「漏えい等」という。）に対応する体制を整備し、必要に応じてこれを見直すこと。

(3)　事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。

(4)　取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5)　アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

**（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）**

**第１２条**　受託者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

２　受託者は、委託業務の遂行上、個人情報の加工、複写又は複製をする必要があるときは、あらかじめ委託者から書面による許諾を得なければならない。この場合において、受託者は、その目的及び加工の内容、複写する部数、複製するデータ件数等を書面により委託者に提出しなければならない。

**（受渡し）**

**第１３条**　受託者は、委託者及び受託者間の電磁的記録媒体や文書等による個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した事務取扱担当者、手段、日時及び場所で行った上で、委託者に個人情報の預り証を提出しなければならない。ただし、委託者が所管する個人情報を取り扱う情報システム又は機器等での個人情報の受渡しに関しては、当該情報システム又は機器等内でのみ個人情報を取り扱う場合に限り、個人情報の預かり証の提出を省略することができる。

**（個人情報の返還又は廃棄）**

**第１４条**　受託者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、仕様書に定める方法及び委託者が書面により通知した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

２　受託者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

３　受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

４　受託者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

５　受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

**（定期報告及び緊急時報告）**

**第１５条**　受託者は、委託者と協議の上、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

**（監査及び調査）**

**第１６条**　委託者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受託者に対して、履行期間中に少なくとも１回以上、監査又は調査を行うことができる。

２　委託者は、受託者による再委託先への監査又は調査の実施を求めることができる。この場合において、受託者は、これに協力するものとする。また、受託者による再委託先への監査又は調査の実施にあたっては、委託者及び委託者が認めた者が立ち会うものとする。

３　委託者は、前２項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

**（事故時の対応）**

**第１７条**　受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

２　受託者は、個人情報の漏えい等が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

３　委託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

４　前項の場合において、受託者は、委託者に対して異議を述べ、又はこれにより生じた損害を請求することができないものとする。

５　受託者は、委託者が個人情報保護委員会又は主務大臣に漏えい等又はそのおそれがあることを報告するに当たってその要請を受けたときは、委託者と共同して報告をするとともに、再委託先があるときは、当該再委託先に委託者と共同して報告をさせるものとする。

６　漏えい等に関し、第三者（委託者の職員を含む。以下この条において同じ。）から、訴訟上又は訴訟外において、委託者に対する損害賠償等の請求がなされた場合は、受託者は、当該請求の調査、解決等について、合理的な範囲で委託者に協力するものとする。

７　前項に規定する第三者から委託者に対する請求が、受託者の責任の範囲に属するときは、受託者は、委託者が当該請求を解決するのに要した一切の費用を負担する。

８　漏えい等に関し、第三者から、訴訟上又は訴訟外において、受託者に対する損害賠償等の請求がなされた場合、受託者は、当該請求を受けた日又は当該請求がなされた事実を認識した日から５日以内に、委託者に対し、当該請求がなされた事実及び当該請求の内容を書面で通知するものとする。

９　委託者が必要と判断するときは、委託者は、受託者に対し、相当かつ合理的と認められる範囲で、前項の請求に対して受託者が行う対応への指示又は援助を行うことができる。

**（契約解除）**

**第１８条**　委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

２　受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

**（損害賠償）**

**第１９条**　受託者の故意又は過失により、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

**（損害賠償額の予定）**

**第２０条**　受託者がこの特記事項の規定に違反した場合は、委託者は、損害の発生及び損害額の立証を要することなく、受託者に対して、委託金額の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として請求するものとする。この場合において、受託者は、委託者が指定する期日までに当該違約金を支払わなければならない。

２　前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額（直接委託者に生じた損害額に加え、委託者が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士費用その他専門家に支払った費用を含むが、これに限られない。）が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、委託者がその超える分について受託者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

**（契約終了後におけるこの特記事項の効力）**

**第２１条**　第７条、第１４条、第１７条、第１９条及び前条の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、引き続きその効力を有する。